

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課	電話番号： 03-5253-8277 e-mail: morishita-y24p@milit.go.jp	
評価実施時期	平成26年8月4日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>昨今、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、建設業法等の一部を改正する法律による暴力団排除とあわせ、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保するため、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずる必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	技術検定の不正受検者に対する措置(建設業法施行令第27条の9関係)	
想定される代替案	受検資格の詐称等を防止するために、受検申請の際に、受検資格を確かに満たしていることの第三者による証明書を提出することとする等受検申請時に受検資格をより詳細に確認することとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	特になし。	技術検定受検者において、第三者による証明書等受検資格を確かに満たしていることを確認するために必要な書類の取得及び提出に係る費用が発生する。
	(行政費用)	一定期間内の受検を禁止された者について、適確に把握するための費用が発生する。	受検資格を確かに満たしていることの確認に係る費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	<p>昨今、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあるところ、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずることにより、技術検定の公正かつ適正な実施を確保することで、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保することができる。</p>	<p>受検申請の際に、受検資格を確かに満たしていることをより詳細に確認することとした場合、受検資格の詐称等については一定程度排除することができるが、他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為を排除することはできない。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>当該規制により、技術検定の公正かつ適正な実施を確保することができ、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保することができる。これは、暴力団排除等が規定された建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)の趣旨とも一致するものである。当該規制においては、遵守費用は想定されず、また一定程度の行政費用が発生することが見込まれるものの技術検定の公正かつ適切な実施のために必要不可欠なものであることに鑑みると、過度な負担とはいえない。なお、不正受検者が一定期間内における受検を禁止されることによって本来受けられるべき利益を一定期間得ることができなくなるものの、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回るといえる。</p> <p>一方、代替案については、受検資格を確かに満たしていることの第三者による証明書等の取得及び提出に係る遵守費用が生じることに加え、それを適切に確認するために行政費用が生じる上、他の受検者の答案をのぞき見る等受検会場における不正を十分に排除することができないと考えられるため、これを採用することは適当ではない。</p>		

有識者の見解その他関連事項	中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会における「中間とりまとめ」において、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、工事施工の要である技術者の資格取得が適正に行われるよう、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずるなどの取組により、不良不適格者の排除を徹底することが必要である旨が記載されている。
レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析期間とする。
備考	